

# 学内規則等

(平成14年2月18日～3月26日中 制定・改廃)

総務部庶務課

# 目 次

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教官資格審査に関する細則の一部を改正する 細則 .....	1
兵庫教育大学職業紹介業務規程の一部を改正する規程 .....	2
兵庫教育大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理要項 .....	4
兵庫教育大学大学院神戸サテライト規則の一部を改正する規則 .....	5
兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程 .....	5
兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程 .....	7
兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規の一部を改正する内規 .....	9
兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科構成大学間連絡調整委員会規則等の一部を改 正する規則 .....	10
兵庫教育大学事務組織規程等の一部を改正する規程 .....	11
兵庫教育大学の行政機関の休日において事務を行う組織等を定める規程の一部を改正す る規程 .....	14
兵庫教育大学研究紀要委員会規程等の一部を改正する規程 .....	15
兵庫教育大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程 .....	15
兵庫教育大学健康安全管理規程の一部を改正する規程 .....	16
兵庫教育大学旅費支給規程の一部を改正する規程 .....	17
兵庫教育大学事務局事務分掌細則及び兵庫教育大学事務局に置く室に関する細則 の一部を改正する細則 .....	18
兵庫教育大学の体育施設を国又は国以外のものに使用を許可する場合の使用細則の一部を改正す る細則 .....	21
兵庫教育大学における勤務時間管理員の指定に関する要項の一部を改正する要項 .....	21
兵庫教育大学事務局事務分掌細則の特例について（平成13年3月26日事務局長裁定）の廃止 について .....	21
兵庫教育大学における講演会，研究会及びシンポジウム等を開催する場合の手続きの一部 を改正する手続き .....	22

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教官資格審査に関する細則の一部を改正する細則

▶改正理由

大学院連合学校教育学研究科における教官資格審査の合理化を図るため、所要の改正を行うものである。

細則第1号

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教官資格審査に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成14年2月18日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教官資格審査に関する細則の一部を改正する細則

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教官資格審査に関する細則（平成9年細則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（第4条関係）を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

連合学校教育学研究科教官候補者調書

所 属	大学 学部 講座	職 名	氏 名	フリガナ	生年月日 (年齢)	年 月 日 (才)		
	a. 大学等	大学	学部 学科		年 月 日卒業			
候 補 者 の 学 歴 ・ 資 格	b. 大学院 修士	大学大学院 研究科	課程 専攻		年 月 日修了			
	博士	大学大学院 研究科	課程 専攻		年 月 日修了 退学			
学 位	c. 修士	修士	取得年月日	授与大学名	年 月 日	大学		
	博士	博士	取得年月日	授与大学名	年 月 日	大学		
格 ・ 活 動 等	d. 主な学会活動	e. 授与された学会賞（これに準ずる賞等）及び授与年月日				年 月 日		
	f. 専門著書・論文	著書等 A論文相当	B論文相当	論文等 A論文相当	B論文相当	合計 A論文相当	B論文相当	その他
既発表の総数								
┆ 連合講座の基準 ┆ による換算数								
最近5年間の数								
┆ 連合講座の基準 ┆ による換算数								
g. 博士課程における研究指導又は学位審査に関する経験				h. 博士の学位を有しない場合の学位に相当する業績内容				
経験：有・無								
研究科・専攻・連合講座等				教育研究分野				
研究科	兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科			名称				
専攻	専攻			内容				
連合講座	連合講座							
担当予定授業科目	審査希望判定区分			講座代表者の確認	㊟			

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

---

兵庫教育大学職業紹介業務規程の一部を改正する規程

▶改正理由

職業安定法の改正等に伴い，所要の改正を行うものである。

規程第3号

兵庫教育大学職業紹介業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月11日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学職業紹介業務規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学職業紹介業務規程（昭和56年規程第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和22年法律第141号)」を「(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)」に改める。

第5条中第2項を第4項とし，第1項の次に次の2項を加える。

- 2 求職者への職業紹介に当たっては，その雇用条件を書面により明示するものとする。
- 3 求職者を求人者に紹介する場合において，求人者から依頼があったときは，別記第3号様式による紹介状を発行する。

第9条を第10条とし，第8条の次に次の1条を加える。

（報告）

第9条 本学は，職業紹介状況等について，本学を管轄する公共職業安定所に対し，法第33条の2第7項において準用する法第32条の16の規定に基づき必要な報告を行うものとする。

別記第1号様式（第2条関係）を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

大 学 院		学 部		求 人 票				受 付 番 号		受 付 年 月 日	
求 人 者	ふりがな							支社数	所		
	事業所名							支店数	所		
	所在地	( 千 - ) 線 駅 徒歩 分						工場数	所		
	書 類	( 千 - ) 線 駅 徒歩 分						営業所数	所		
	提出先							連絡先電話・FAX			
代表者名				人 事	部 課			電 話 ( )			
				担 当 者 名				FAX ( )			
				設 立	明・大・昭・平	年	性 別	男	女	計	
				資 本 金	万円		全従業員数	人	人	人	
				年 商	万円		うち大卒者				
求 人 数 (全 数)	職 種	求 人 数	職 務 内 容				求 人 対 象		雇 用 期 間 の 定 め		
		人							無・有 ( )		
									無・有 ( )		
勞 働 条 件	職種別						交替制	有・無			
	区分						時 分 ~ 時 分	賞 与 (前年実績)		年 回 約 月	
	賃 金 (現行賃金)	基 本 給	円	円	円		時 分 ~ 時 分	昇 級 (前年実績)		年 回 円 (うち定期昇給分)	
		手 当					時 分 ~ 時 分	休 憩 時 間		全 額 円 まで	
		手 当						変形労働時間制		有・無	
		計 (税込)						残業月平均 時間		宿 舎 施 設	
		試 用 期 中 の 賃 金	円	円	円	円		労働組合		有・無	
		試 用 期 間	月	月	月	日		日曜・祝日・土曜・曜・回		加入保険等	
		試 用 期 間	月	月	月	日		週休2日制		健康・厚生・雇用・労災・財形・その他( )	
		試 用 期 間	月	月	月	日		有(完全・その他( ))		退 職 金	
	試 用 期 間	月	月	月	日		無		有( )・無		
勤 務 先	本社・支店・工場	所 在 地				職 種		授 業 員 数		うち女 人	
応 募 ・ 選 考 要 領	説明会	日時	場 所			選 考	日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	別途 通知	
	応募書類	履歴書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書					場 所				
	締切月日	月 日 ~ 月 日				前 年 度 卒 業 者 応 募	可・否				
	選考方法	筆記	有(専門・常識・英語・作文・ )・無				携 行 品	筆記用具・印鑑・			
	面接	有・無	検 査	適 性 ・ そ の 他 ( )							
補 足 事 項											

別記第2号様式(第4条関係)取得見込又は取得免許状の項中「級」を「種」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記第3号様式(第5条関係)

平成 年 月 日
<b>紹 介 状</b>
(求人者)
様
兵庫教育大学教務部学生課長
さきに申込みのありました求人について、下記の者を紹介いたしますので よろしく願いいたします。
記
1 氏 名
2 職 種
3 そ の 他

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理要項

▶ 制定理由

職業安定法の改正に伴い、本学における職業紹介業務の実施に係る求職者の個人情報の管理に関し必要な事項を定めるため、規定を整備するものである。

兵庫教育大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理要項を次のように定める。

平成14年3月11日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学職業紹介業務に係る個人情報適正管理要項

(趣旨)

第1 この要項は、兵庫教育大学職業紹介業務規程(昭和56年規程第17号)第10条の規定に基づき、兵庫教育大学(以下「本学」という。)における職業紹介業務実施に係る求職者の個人情報の適正な管理について、必要な事項を定める。

(個人情報の取扱責任者)

第2 本学に、求職者の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる者として、求職者の個人情報の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、教務部学生課長をもって充てる。

---

(個人情報の取扱者)

第3 個人情報を取り扱う者(以下「取扱者」という。)は、職業紹介業務担当者とする。

(取扱者の教育等)

第4 取扱責任者は、取扱者が、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、求職者の個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めることができるよう、講習会への参加等適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報の開示及び訂正)

第5 取扱者は、求職者の個人情報に関して、本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人の有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 取扱者は、前項の規定により開示を受けた者から、その開示情報の訂正の請求があった場合において、その請求内容が正当と認めるときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理)

第6 取扱責任者は、求職者の個人情報の取扱いに関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、職業紹介業務に係る個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学大学院神戸サテライト規則の一部を改正する規則

▶改正理由

大学院神戸サテライトの移転に伴い、所要の改正を行うものである。

規則第2号

兵庫教育大学大学院神戸サテライト規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月13日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学大学院神戸サテライト規則の一部を改正する規則

兵庫教育大学大学院神戸サテライト規則(平成12年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「神戸サンポーホール内」を「パルモア学院専門学校内」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程

▶改正理由

学校教育学部における授業科目の新設・改廃に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第4号

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月13日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学学校教育学部履修規程(昭和57年規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3（第4条関係）教養基礎科目の一般教育科目の人文の項中

「	倫理学	2	2	講	1	を
」						
「	倫理学	2	2	講	1・2	に改める。
」						

同表教養基礎科目の一般教育科目の総合の項中

「	養護の基本	2	2	講	1・2	を
」						
「	養護の基本	2	2	講	1	に改める。
」						

同表教養基礎科目の一般教育科目の総合の項中

「	風土と生活	2	2	講	2	の次に
」						
「	技術とものづくり	2	2	講・演	1	を加える。
」						

同表教養基礎科目の外国語科目の項を次のように改める。

外国語科目	英語コミュニケーション	2	2		演	1	左欄の授業科目について、8単位以上を修得すること。ただし、外国人留学生は、母語を選択して、履修することはできない。	
	英語コミュニケーション	2	2		演	1		
	英語コミュニケーション	2	4	17		演		2
	英語コミュニケーション	2				演		2
	ドイツ語コミュニケーション	2				演		1
	ドイツ語コミュニケーション	2				演		2
	フランス語コミュニケーション	2		演	1			
	フランス語コミュニケーション	2		演	2			
	中国語コミュニケーション	2		演	1			
	中国語コミュニケーション	2		演	2			
	韓国語コミュニケーション	2		演	1			
	韓国語コミュニケーション	2		演	2			
英語オールコミュニケーション	1		演	1				

同表専修専門科目の専門教育科目の〔学校教育専修〕(幼年教育系コース)の項中

「	障害児保育論	2	2	講	3	を
」						
「	障害児保育論	2	2	演	3	に改める。
」						

同表専修専門科目の専門教育科目の〔教科・領域教育専修〕(社会系コース)の項中

「	外国史演習	2	2	演	4	を
」						
「	外国史演習	2	2	演	3	に、
」						
「	法律学演習	2	2	演	4	を
」						



「	法律学演習	2	2	演	3	に、
」						
「	経済学演習	2	2	演	4	を
」						
「	経済学演習	2	2	演	3	に、
」						
「	社会学演習	2	2	演	4	を
」						
「	社会学演習	2	2	演	3	に、
」						
「	倫理学概説・演習	2	2	講・演	3	を
」						
「	倫理学概説・演習	2	2	講・演	2・3	に改める。
」						

同表専修専門科目の専門教育科目の〔教科・領域教育専修〕(生活・健康系コース)の項中

「	食物学	2	2	講	2	の次に
」						
「	小児栄養	2	2	演	4	を加え、
」						
「	調理実習	1	1	実	4	を削り、
」						
「	保育学(家庭看護を含む。)	2	2	講	2	を
」						
「	保育学(家庭看護を含む。)	2	2	講・演	2	に改める。
」						

#### 附 則

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 平成14年4月1日前に学校教育学部(部)の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「外国史演習」、「法律学演習」、「経済学演習」及び「社会学演習」の標準履修年次に係る規定は、平成12年度以降に入学した者に、「倫理学概説・演習」の標準履修年次及び「保育学(家庭看護を含む。)」の授業の方法に係る規定は、平成13年度に入学した者に、それぞれ適用する。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程

#### ▶改正理由

大学院学校教育研究科における学生の主たる専攻のコースの名称変更及び授業科目の新設・改廃に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 規程第5号

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月13日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程(昭和55年規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)学校教育専攻の項中「教育臨床コース」を「教育臨床心理コース」に改める。

別表第3(第4条関係)1共通科目の教授・学習システムに関するものの項中

「	教育課程と教授・学習理論	2	講
」	情報とメディア学習環境	2	講

」を

教育課程と教授・学習理論	2	講	」に改める。
--------------	---	---	--------

同表2 専攻科目(2) 専門科目(専門分野)の教育方法の項中

教育評価論 (目標・評価)	2	講・演	」を
---------------	---	-----	----

」

教育評価論 (目標・評価)	1	講	」に改める。
---------------	---	---	--------

」

同表2 専攻科目(2) 専門科目(専門分野)の生徒指導の項中

臨床心理学研究実験	1	実	」を削る。
-----------	---	---	-------

」

同表2 専攻科目(2) 専門科目(専門分野)の幼年教育の項中

幼年児童教育方法論	2	講	」の次に
-----------	---	---	------

」

幼年児童教育方法論演習	2	演	」を加え、
-------------	---	---	-------

」

幼年児童身体表現論	2	講	」を削る。
-----------	---	---	-------

」

同表2 専攻科目(2) 専門科目(専門分野)の教育臨床の項中

学校心理学特論	2	講・演	」
学校心理学特論	2	講・演	」

」

臨床心理学特論	2	講・演	」
---------	---	-----	---

」

心理療法	2	講・演	」及び
------	---	-----	-----

」

心理検査法	2	演	」を削り、
心理検査法	2	演	
教育臨床基礎実習	1	実	
教育臨床基礎実習	1	実	
教育臨床実習	1	実	
教育臨床実習	1	実	

」

臨床心理実習	3	実	」の次に
--------	---	---	------

」

心理療法特論演習	1	演	」を加える。
心理療法特論演習	1	演	
投影法特論演習	1	演	
学校臨床心理学特論演習	1	演	

」

同表2 専攻科目(2) 専門科目(専門分野)の言語系教育の項中

社会言語学	2	講	」を削る。
-------	---	---	-------

」

同表 2 専攻科目（2）専門科目（専門分野）の自然系教育の項中

地殻物質科学	2	講	」を
地殻物質科学実習	2	実	
地殻物質科学	4	講・演	」に改める。

同表 2 専攻科目（2）専門科目（専門分野）の芸術系教育の項中

指揮技法論	2	演	」を削る。
-------	---	---	-------

同表 2 専攻科目（2）専門科目（専門分野）の生活・健康系教育の項中

生活情報処理法研究	2	講	」を削る。
-----------	---	---	-------

同表欄外を次のように改める。

- 1 夜間クラスの授業については、夜間クラスに所属する学生以外は履修できないこととする。  
ただし、教育臨床心理コース及び総合学習系コースの昼間クラスに所属する学生については、自己が所属するコースの関係講座で開設する専門科目のうち、教育研究上支障がないと指導教官及び授業科目担当教官が認めたものに限り履修できることとする。
- 2 夜間クラスに所属する学生は、昼間に開講する共通科目、総合科目、専門科目を履修できることとする。  
なお、夜間クラスに所属する外国人留学生については、外国人留学生対象科目も履修できることとする。  
別表第 5（第 6 条関係）学校教育専攻の項中「教育臨床コース」を「教育臨床心理コース」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 4 月 1 日前に大学院の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第 1 及び別表第 5 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、また改正後の同規程別表第 3 欄外の規定中「教育臨床心理コース」とあるのは、「教育臨床コース」と読み替えるものとする。

兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規の一部を改正する内規

▶改正理由

大学院学校教育研究科における学位論文の提出期限等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

学長裁定

兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規の一部を改正する内規を次のように定める。

平成 14 年 3 月 13 日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規の一部を改正する内規

兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規（昭和 55 年 10 月 15 日学長裁定）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「（その日が休業日となるときは、休業日の翌日の正午とする。）」を削る。

第 2 項中「修了する年度の 10 月 10 日（その日が休業日となるときは、休業日の翌日の正午とする。）」を「修了予定年度の 11 月 15 日（前期末修了予定者については、修了予定年度の 5 月末日）」に改める。

第 3 項中「修了する年度の 12 月 20 日（その日が休業日となるときは、休業日の翌日の正午とする。）」を「修

---

了予定年度の12月20日（前期末修了予定者については、修了予定年度の6月末日）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、夜間クラスに所属する学生に係る提出期限については、修了予定年度の1月10日（前期末修了予定者については、修了予定年度の6月末日）までとする。

第7項中「2月末日」を「修了予定年度の2月20日（前期末修了予定者については、修了予定年度の8月末日）」に改め、同項の次に次の2項を加える。

（その他）

8 この内規に定める日が休業日に当たるときは、休業日の翌日とする。

9 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

2 兵庫教育大学大学院学校教育研究科学位論文に関する取扱い内規の特例について（昭和59年3月14日学長裁定）は、廃止する。

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科構成大学間連絡調整委員会規則等の一部を改正する規則

▶改正理由

事務組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

規則第3号

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科構成大学間連絡調整委員会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科構成大学間連絡調整委員会規則等の一部を改正する規則

第1条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科構成大学間連絡調整委員会規則（平成8年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部庶務課」を「教務部教務課」に改める。

第2条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委員会規則（平成8年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総務部庶務課」を「教務部教務課」に改める。

第3条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科代議委員会規則（平成8年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部庶務課」を「教務部教務課」に改める。

第4条 兵庫教育大学奨学寄附金受入れ及び委任経理事務取扱規則（昭和59年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

第5条 兵庫教育大学受託研究取扱規則（昭和59年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

第6条 兵庫教育大学共同研究取扱規則（昭和59年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

第7条 兵庫教育大学国際交流会館規則（平成7年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教務部教務課」を「教務部学生課」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学事務組織規程等の一部を改正する規程

▶改正理由

事務組織の改編に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第6号

兵庫教育大学事務組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洸 正 堯

兵庫教育大学事務組織規程等の一部を改正する規程

第1条 兵庫教育大学事務組織規程（昭和55年規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第23号を削り、同条中第24号を第36号とし、第22号を第25号とし、同号の次に次の10号を加える。

- (26) 公開講座等に関すること。
- (27) 地域等との連携に関すること。
- (28) 国際交流（学生に関するものを除く。）に関すること。
- (29) 在外研究員及び外国人研究員に関すること。
- (30) 学内の研究活動の連絡調整に関すること。
- (31) 科学研究費補助金の交付申請並びに学術奨励及び研究助成等に係る申請等に関すること。
- (32) 内地研究員、受託研究員その他の研究員に関すること。
- (33) 研究報告又は研究紀要に関すること。
- (34) 受託研究、民間等との共同研究その他プロジェクト研究等に関すること。
- (35) 附属実技教育研究指導センター及び附属発達心理臨床研究センターの連絡調整に関すること。

同条中第21号を第24号とし、第5号から第20号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 大学運営の改善等に関すること。
- (6) 大学組織の設置及び改廃に関すること。
- (7) 大学の点検及び評価に関すること。

第6条第1号中「総括し、」の後に「企画立案」を加え、同条第2号中「連合大学院」を「大学院連合学校教育学研究科（以下「連合大学院」という。）」に改め、同条第10号から第20号までを削り、同条第21号中「附属実技教育研究指導センター及び附属発達心理臨床研究センター」を削り、同条中同号を第12号とし、第22号を第11号とし、第23号を第13号とし、第24号から第26号までを10号ずつ繰り上げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 連合大学院の連絡調整に関すること（他の課の所掌に係るものを除く。）

第7条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 留学生に関すること。
- (12) 国際交流会館に関すること。

第2条 兵庫教育大学文書処理規程（昭和55年規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第5条関係）教務課の項中「大学院教務係長」を「教務企画係長」に改める。

第3条 兵庫教育大学文書決裁規程（昭和58年規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第8条関係）共通の項中

(9) 教務課山国地区事務室に所属する職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに当該割振り変更の承認	事務局長
(10) 事務職員（事務局長、部長及び第8号に掲げる者を除く。）の休暇及び部分休業の承認並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定	主管部長
(11) 事務職員の超過勤務及び休日勤務の命令	主管課長
(12) 事務職員の妊娠中又は出産後の女子職員の健康診査及び保健指導並びに妊娠中の女子職員の通勤緩和に関する職務専念義務の免除の承認	主管部長

を

(9) 事務職員（事務局長，部長及び第8号に掲げる者を除く。）の休暇及び部分休業の承認並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定	主管部長
(10) 事務職員の超過勤務及び休日勤務の命令	主管課長
(11) 事務職員の妊娠中又は出産後の女子職員の健康診査及び保健指導並びに妊娠中の女子職員の通勤緩和に関する職務専念義務の免除の承認	主管部長

に改め，同表庶務課の項中

(27) 人事記録の記載事項の修正	庶務課長
-------------------	------

を

(27) 人事記録の記載事項の修正	庶務課長
(28) 公開講座等の実施案内，資料，実施結果報告等の編集・発行に関するもの	総務部長

に改め，同表教務課の項中

(8) 公開講座等の実施案内，資料，実施結果報告等の編集・発行に関するもの	教務部長
(9) 共通講義棟の使用調整に関するもの	教務課長
(10) 授業計画の変更等に関する学生への通知等に関するもの ( 附属学校 )	教務課長
(11) 附属学校の教員(校長及び園長を除く。以下同じ。)の休暇の承認	附属学校長
(12) 附属学校の教員の研修の承認	附属学校長

を

(8) 共通講義棟の使用調整に関するもの	教務課長
(9) 授業計画の変更等に関する学生への通知等に関するもの ( 附属学校 )	教務課長
(10) 附属学校の教員(校長及び園長を除く。以下同じ。)の休暇の承認	附属学校長
(11) 附属学校の教員の研修の承認	附属学校長

に改める。

第4条 兵庫教育大学公印規程（昭和55年規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）官職印の項中

兵庫教育大学長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長
	15ミリメートル平方		
大学院学校教育研究科長の印	23ミリメートル平方		
大学院連合学校教育学研究科長の印	23ミリメートル平方		

を

兵庫教育大学長の印	30ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長
	15ミリメートル平方		
大学院学校教育研究科長の印	23ミリメートル平方		
大学院連合学校教育学研究科長の印	23ミリメートル平方	教務課長	教務企画係長

に、

附属実技教育研究指導センター長の印	20ミリメートル平方	教務課長	大学院教務係長
附属発達心理臨床研究センター長の印	20ミリメートル平方		

を

附属実技教育研究指導センター長の印	20ミリメートル平方	庶務課長	庶務係長
附属発達心理臨床研究センター長の印	20ミリメートル平方		

に、

教務部長	23ミリメートル平方	教務課長	大学院教務係長
------	------------	------	---------

を

教務部長	23ミリメートル平方	教務課長	教務企画係長
------	------------	------	--------

に、

教務課長	20ミリメートル平方	教務課長	大学院教務係長
------	------------	------	---------

を

教務課長	20ミリメートル平方	教務課長	教務企画係長
------	------------	------	--------

に改める。

第5条 兵庫教育大学支出負担行為担当官等の補助者の指定の基準及び事務の範囲を定める規程（昭和58年規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第2条関係）教務課の項を削り，同表会計課の項の上に次のように加える。

庶務課	専門職員 (研究推進担当)	民間等との共同研究及び科学研究費補助金間接経費の受入れに係る契約について，契約書案及び関係書類の作成に関する事務
	専門職員 (研究協力担当)	受託研究に係る契約について，契約書案及び関係書類の作成に関する事務

第6条 兵庫教育大学債権管理事務取扱規程（昭和60年規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表1歳入金に係る債権の講習料債権の項中「教務課長」を「庶務課長」に改め，同表諸納付金債権の項中「教務課長」を「庶務課長」に改め，同表物件使用料債権の項中「教務課長」を「庶務課長」に改め，同表受託調査及び試験手数料債権の項中「教務課長」を「庶務課長」に改め，同表受託手数料債権の項中「教務課長」を「庶務課長」に改める。

第7条 兵庫教育大学講堂使用規程（昭和63年規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第7条関係）中

1 本学の教職員が行う講演会，研究会等（教務課の所掌に係るものを除く。）に使用する場 2 学術団体等が使用する場 3 その他庶務課の所掌事務で使用する場	庶務課
--	-----

を

1 本学の教職員が行う講演会，研究会等に使用する場 2 本学の附属実技教育研究指導センター及び附属発達心理臨床研究センターが使用する場 3 学術団体等が使用する場 4 その他庶務課の所掌事務で使用する場	庶務課
--	-----

に，

1 本学の教職員の教育研究活動に係る講演会，研究会等に使用する場 2 本学の学校教育研究センター，附属実技教育研究指導センター及び附属発達心理臨床研究センターが使用する場 3 本学の附属学校又は当該附属学校の児童，生徒等の団体が使用する場 4 学術研究団体等が使用する場 5 その他教務課の所掌事務で使用する場	教務課
---	-----

を

1 本学の学校教育研究センターが使用する場 2 本学の附属学校又は当該附属学校の児童，生徒等の団体が使用する場 3 その他教務課の所掌事務で使用する場	教務課
---	-----

に改める。

第8条 兵庫教育大学物品管理取扱規程（昭和55年規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第4条関係）大学の国際交流会館の項中「教務課専門職員（留学生担当）」を「学生課専門職員（留学生担当）」に改め，同表大学の就職相談室の項中「学生課専門職員（就職指導担当）」を「学生課専門職員（進路指導担当）」に改める。

附 則

この規程は，平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学の行政機関の休日において事務を行う組織等を定める規程の一部を改正する規程

▶改正理由

完全学校週5日制の実施等に伴い，所要の改正を行うものである。

規程第7号

兵庫教育大学の行政機関の休日において事務を行う組織等を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学の行政機関の休日において事務を行う組織等を定める規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学の行政機関の休日において事務を行う組織等を定める規程（平成4年規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」及び「全部又は」を削る。



---

第2条を削る。

第3条を第2条とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学研究紀要委員会規程等の一部を改正する規程

▶改正理由

事務組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

規程第8号

兵庫教育大学研究紀要委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学研究紀要委員会規程等の一部を改正する規程

第1条 兵庫教育大学研究紀要委員会規程（昭和58年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

第2条 兵庫教育大学国際交流委員会規程（昭和60年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教務部長」を「総務部長及び教務部長」に改める。

第7条を次のように改める。

（事務）

第7条 委員会に関する事務は、総務部庶務課及び教務部学生課が処理する。

第3条 兵庫教育大学公開講座等規程（昭和58年規程第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

▶改正理由

文部科学省に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程の改正及び大学院神戸サテライトの移転に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第9号

兵庫教育大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「前3条」を「前2条」に、「割振り単位期間」を「週休日及び勤務時間の割振りを定める期間（以下「割振り単位期間」という。）」に改め、同条第2項中「第4条及び第5条」を「前2条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

別表2（第2条関係）を次のように改める。

職員の区分	勤務時間	休憩時間	休息時間	備考
山国地区事務室に勤務する調理師	8時から16時30分まで	12時から12時30分まで	11時45分から12時まで及び12時30分から12時45分まで	附属小学校及び附属中学校の春期，夏期及び冬期の休業日の勤務時間等は，別表1とする。
大学院神戸サテライト教務課分室に勤務する事務職員	8月以外の月 13時30分から22時まで	17時15分から17時45分まで	17時から17時15分まで及び17時45分から18時まで	学長が指定する大学院神戸サテライト教務課分室閉室日の勤務時間等は，別表1とする。
	8月 9時から17時30分まで	12時30分から13時まで	12時15分から12時30分まで及び13時から13時15分まで	
附属小学校に勤務する教頭，教諭及び養護教諭	8時30分から17時まで	12時40分から13時10分まで	12時25分から12時40分まで及び15時20分から15時35分まで	春期，夏期及び冬期の休業日の休憩時間及び休息時間は，別表1とする。
附属中学校に勤務する教頭，教諭及び養護教諭	8時15分から16時45分まで	12時55分から13時25分まで	10時35分から10時40分まで及び11時35分から11時45分まで	春期，夏期及び冬期の休業日の勤務時間等は，別表1とする。
附属幼稚園に勤務する教頭，教諭及び養護教諭	8時30分から17時まで	月曜日及び水曜日 12時30分から13時まで	12時15分から12時30分まで及び15時から15時15分まで	春期，夏期及び冬期の休業日の休憩時間及び休息時間は，別表1とする。
		火曜日，木曜日及び金曜日 14時から14時30分まで	11時30分から11時45分まで	

別表3（第3条関係）を削る。

附 則

この規程は，平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学健康安全管理規程の一部を改正する規程

▶改正理由

職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くための措置を規定するため，並びに人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用についての改正及び人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康，安全及び福祉）の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

規程第10号

兵庫教育大学健康安全管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学健康安全管理規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学健康安全管理規程（昭和58年規程第17号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

( 職員の意見を聞くための措置 )

第 8 条の 2 学長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を徴するよう努めなければならない。

第 17 条中「及び第 16 条」を削る。

別記第 4 号様式 ( 第 13 条関係 ) の裏面中

「

検診年月日	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )
	-----	-----	-----
	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )

」

を

「

検診年月日	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )
	-----	-----	-----
	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )	・ ・ ( 才 )
身 長	cm	cm	cm

」

に、

「

眼	視力	右 ( ) 左 ( )	右 ( ) 左 ( )	右 ( ) 左 ( )
	色覚	右 左	右 左	右 左

」

を

「

眼	視力	右 ( ) 左 ( )	右 ( ) 左 ( )	右 ( ) 左 ( )
---	----	-------------	-------------	-------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

兵庫教育大学旅費支給規程の一部を改正する規程

▶改正理由

大学院神戸サテライトの移転等に伴い、所要の改正を行うものである。

規程第 11 号

兵庫教育大学旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 14 年 3 月 26 日

兵庫教育大学長 中 洵 正 堯

兵庫教育大学旅費支給規程の一部を改正する規程

兵庫教育大学旅費支給規程 ( 平成 12 年規程第 25 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表大学院神戸サテライトの項中

「

J R , 神姫バス	三ノ宮
阪急 , 阪神 , 神戸市営地下鉄	三宮

」

を

「

J R , 阪神	元町
神姫バス	三ノ宮
阪急	三宮
神戸市営地下鉄	県庁前

」

に改め、同条第 5 項中「より経済的な」を「最も経済的な通常の」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分を次のように改める。

---

本学職員の旅行で、次の各号に該当する旅行については、当該各号に定めるところにより、文部科学省所管旅費規則（平成13年文部科学省訓令第27号）第13条の規定に基づき、旅費の調整を行うものとする。

同条第1号中「本学職員に支給する」を削る。

第6条中「支給する」の後に「ことができる」を加える。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学事務局事務分掌細則及び兵庫教育大学事務局に置く室に関する細則の一部を改正する細則

▶改正理由

事務組織の改編に伴い、所要の改正を行うものである。

細則第2号

兵庫教育大学事務局事務分掌細則及び兵庫教育大学事務局に置く室に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学事務局事務分掌細則及び兵庫教育大学事務局に置く室に関する細則の一部を改正する細則  
第1条 兵庫教育大学事務局事務分掌細則（昭和57年細則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企画調整担当の専門職員及び」を「企画担当の専門員、広報・連携担当、研究推進担当及び研究協力担当の専門職員並びに」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 研究協力係

同条第2項中「専門職員」を「企画担当の専門員」に改め、第1号及び第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第4号中「上司の命を受けて行う」の後に「高度の専門的知識又は経験を必要とする」を加え、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 大学改革に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(2) 大学法人化に係る調査及び連絡調整に関すること。

同条第7項を削り、同条中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、同条第4項中「専門職員」を「専門員」に改め、第7号を削り、第6号中「学報、大学概要、規則集等の諸刊行物」を「規則集」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同項を同条第7項とする。

(4) 外部評価、第三者評価に関すること。

同条第3項中「他の係」を「他」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 広報・連携担当の専門職員は、次の事務をつかさどる。

(1) 学報、大学概要、地域社会向け広報誌等の諸刊行物の編集及び発行に関すること。

(2) 研究者一覧に関すること。

(3) 職員録の編集及び発行に関すること。

(4) 公開講座、大学開放事業、講師派遣事業に関すること。

(5) 教育委員会その他地域等との連携に関すること。

(6) 学术交流の連絡調整に関すること。

(7) 在外研究員、国際研究会派遣研究員等の派遣に関すること。

(8) 外国人研究員の受入れ及びその研究計画に関すること。

(9) 学术交流協定の締結及び実施に関すること。

(10) 国際学研究に関すること。

(11) 日本学術振興会等学術研究団体に関すること。

(12) その他課の所掌事務で、上司の命を受けて行う特定の事項に関すること。

4 研究推進担当の専門職員は、次の事務をつかさどる。

- 
- (1) 科学研究費補助金の交付申請に関する事。
  - (2) 内地研究員，受託研究員その他の研究員等の受入れ及び派遣に関する事。
  - (3) リサーチ・アシスタント（RA）に関する事。
  - (4) 学術講演会，研究会及びシンポジウムに関する事。
  - (5) 研究報告，研究紀要に関する事。
  - (6) プロジェクト研究等に関する事。
  - (7) 民間等との共同研究に関する事。
  - (8) ファカルティ・ディベロップメントに関する事。
  - (9) その他課の所掌事務で，上司の命を受けて行う特定の事項に関する事。

5 研究協力担当の専門職員は，次の事務をつかさどる。

- (1) 学術奨励，研究助成等に関する事。
- (2) 受託研究に関する事。
- (3) 奨学寄附金の受入れに関する事。
- (4) 教育研究経費の執行手続に関する事。
- (5) 教育研究用図書購入に係る経費の執行手続に関する事。
- (6) 調査統計その他諸報告の資料作成に関する事。
- (7) その他課の所掌事務で，上司の命を受けて行う特定の事項に関する事。

同条に次の1項を加える。

10 研究協力係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 学内の研究支援の連絡調整に関する事。
- (2) 教官（非常勤講師を含む。以下本項において同じ。）の出張・研修・休暇等の諸手続等に関する事。
- (3) 教官の諸手当，旅費等の請求手続等に関する事。
- (4) 物品の接受に関する事。
- (5) 各部に係る公文書類の接受，配付等に関する事。
- (6) 各課，各部・教官間等の連絡事務に関する事。
- (7) 附属実技教育研究指導センター及び附属発達心理臨床研究センターの事務に関する事。

第5条第1項中「教員免許担当，学術国際担当，学術情報担当，留学生担当及び研究推進担当」を「大学院教務担当，学部教務担当及び教員免許担当」に改め，同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 教務企画係
- (2) 連合大学院事務係

同条第2項第1号中「の専門的事項」を削り，同項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護等体験に関する事（他の専門職員の所掌に係るものを除く。）

同条第5項から第10項までを削り，同条第4項第2号中「介護等体験に関する事」の後に「（他の専門職員の所掌に係るものを除く。）」を加え，同項を同条第6項とし，同項の次に次の2項を加える。

7 教務企画係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院，連合大学院及び学部の教務に関し，企画立案及び連絡調整すること。
- (2) 大学院，学部の入学許可に関する事。
- (3) 大学院学生，学部学生の退学，転学，休学，復学及び修了・卒業等学籍の異動に関する事。
- (4) 大学院，学部の学位に関する事。
- (5) 講義室の使用計画に関する事。
- (6) 部内の事務に関し，連絡調整すること。
- (7) その他課の所掌事務で他の係に属しない事項に関する事。

8 連合大学院事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 連合大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整に関すること。
- (2) 連合学校教育学研究科委員会その他諸会議及び諸行事（他の課の所掌に係るものを除く。）に関する  
こと。
- (3) 構成大学及び連合大学院間の連絡調整に関すること。
- (4) 連合大学院の概要及び広報の発行に関すること。
- (5) 所掌事務に関する諸調査、統計及び報告に関すること。
- (6) その他連合大学院に関すること。

同条第3項第1号中「連合大学院」を「大学院連合学校教育学研究科（以下「連合大学院」という。）」に  
改め、同項の次に次の2項を加える。

4 大学院教務担当の専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）の教育課程の編成に関すること。
- (2) 大学院の授業計画及びその実施に関すること。
- (3) 大学院学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
- (4) 大学院学生の教務に係る諸証明の発行に関すること。
- (5) 大学院学生の実地研究に関すること（他の専門職員の所掌に係るものを除く。）。
- (6) 大学院の科目等履修生、特別聴講学生、派遣特別研究学生、特別研究学生及び研究生（他の課の所掌  
に係るものを除く。）に関すること。
- (7) その他課の所掌事務で、上司の命を受けて行う特定の事項に関すること。

5 学部教務担当の専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 学部の教育課程の編成に関すること。
- (2) 学部の授業計画及びその実施に関すること。
- (3) 学部学生の教務に係る諸証明の発行に関すること。
- (4) 学部学生の実地教育に関すること（他の専門職員の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 学部の科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (6) その他課の所掌事務で、上司の命を受けて行う特定の事項に関すること。

同条中第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、同項に次の1号を加える。

(19) その他附属学校に関すること。

第6条第1項中「厚生担当及び学生寄宿舍担当」を「厚生担当、学生寄宿舍担当及び留学生担当」に改め、  
同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 留学生担当の専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人留学生の受入れに関すること。
- (2) 外国人留学生の修学及び生活相談に関すること。
- (3) 外国人留学生の予算に関すること。
- (4) 外国人留学生の福利厚生に関すること。
- (5) 外国人留学生のチューター及び実地見学旅行等に関すること。
- (6) 国際交流会館に関すること（他の専門職員の所掌に係るものを除く。）。
- (7) 学生の海外留学に関すること。
- (8) やしる国際交流推進協議会に関すること。
- (9) その他課の所掌事務で、上司の命を受けて行う特定の事項に関すること。

第2条 兵庫教育大学事務局に置く室に関する細則（平成2年細則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画調整担当の専門職員」を「企画担当の専門員」に改め、同条第3項中「企画法規係及  
び連合大学院事務係」を「広報・連携担当の専門職員及び企画法規係」に改める。

---

第4条を削り，第3条を第4条とし，第2条の次に次の1条を加える。

( 学術研究推進室 )

第3条 庶務課に学術研究推進室を置き，室長は学長が命ずる。

2 室長は，庶務課課長補佐をもって充てる。

3 室長は，庶務課長を補佐し，研究推進担当及び研究協力担当の専門職員の事務並びに研究協力系の事務を整理する。

附 則

この細則は，平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学の体育施設を国又は国以外のものに使用を許可する場合の使用細則の一部を改正する細則

▶改正理由

完全学校週5日制の実施に伴い，所要の改正を行うものである。

細則第3号

兵庫教育大学の体育施設を国又は国以外のものに使用を許可する場合の使用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学の体育施設を国又は国以外のものに使用を許可する場合の使用細則の一部を改正する細則  
兵庫教育大学の体育施設を国又は国以外のものに使用を許可する場合の使用細則（昭和58年細則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「にあつては，8時30分から17時まで，土曜日（休業日を除く。）にあつては，13時から17時まで」を「の8時30分から17時まで」に改める。

附 則

この細則は，平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学における勤務時間管理員の指定に関する要項の一部を改正する要項

▶改正理由

事務組織の改編に伴い，所要の改正を行うものである。

兵庫教育大学における勤務時間管理員の指定に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成14年3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学における勤務時間管理員の指定に関する要項の一部を改正する要項  
兵庫教育大学における勤務時間管理員の指定に関する要項（昭和53年10月1日学長裁定）の一部を次のように改正する。

第3項の表官職の欄中「教務課大学院教務係長」を「教務課教務企画係長」に改める。

附 則

この要項は，平成14年4月1日から施行する。

兵庫教育大学事務局事務分掌細則の特例について（平成13年3月26日事務局長裁定）の廃止について

▶廃止理由

事務組織の改編に伴い，特例を廃止するものである。

兵庫教育大学事務局事務分掌細則の特例について（平成13年3月26日事務局長裁定）は，廃止する。

平成14年3月26日

兵庫教育大学事務局長 大 島 有 史

---

兵庫教育大学における講演会，研究会及びシンポジウム等を開催する場合の手続きの一部を改正する手続き

▶改正理由

事務組織の改編に伴い，所要の改正を行うものである。

兵庫教育大学における講演会，研究会及びシンポジウム等を開催する場合の手続きの一部を改正する手続きを次のように定める。

平成14年 3月26日

兵庫教育大学長 中 洌 正 堯

兵庫教育大学における講演会，研究会及びシンポジウム等を開催する場合の手続きの一部を改正する  
手続き

兵庫教育大学における講演会，研究会及びシンポジウム等を開催する場合の手続き（昭和58年 3月 1日学長  
裁定）の一部を次のように改正する。

第2項中「教務部教務課」を「総務部庶務課」に改める。

附 則

この手続きは，平成14年 4月 1日から施行する。